

● 規程改正の概要

要 旨	<p>地方自治法の一部改正等に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構会計年度任用職員就業規則の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 改正内容 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする。</p> <p>2 改正の背景等</p> <p>○令和5年5月、地方自治法の一部が改正され、パートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができることとされた（令和6年4月1日施行）。</p> <p>○フルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上は勤勉手当の支給対象であったものの、これまで総務省の「会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当を支給しないことを基本とされていたが、今般の改正に合わせ、フルタイム会計年度任用職員にも勤勉手当を適切に支給すべきものとされた。</p> <p>○上記改正を受け、山梨県では、パートタイム及びフルタイム会計年度任用職員に対し、令和6年6月から勤勉手当を支給する方針であることから、当機構においても支給を開始することとする。</p>
施行期日	令和6年4月1日から施行する。

会計年度任用職員就業規則 新旧対照表 (令和6年4月1日施行)

新	旧
<p>(給与の種類)</p> <p>第23条 フルタイムの会計年度任用職員については、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2 パートタイムの会計年度任用職員については、<u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第29条 会計年度任用職員の<u>期末手当</u>は、任期が6月以上あり、かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員のうち、6月1日又は12月1日在职するもの(当該基準日前1月以内に退職したのも含む。)に対し、職員給与規程の例により支給する。</p> <p>(給与及び報酬の支払)</p> <p>第34条 1～3 略</p> <p>4 <u>期末手当</u>は、基準日が6月1日である場合には6月30日に、基準日が12月1日である場合には12月10日に、それぞれ支給する。ただし、その日が週休日又は休日にあたるときは、前項ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第23条 フルタイムの会計年度任用職員については、給料、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>を支給する。</p> <p>2 パートタイムの会計年度任用職員については、<u>報酬及び期末手当</u>を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 会計年度任用職員の<u>期末手当</u>は、任期が6月以上あり、かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上の会計年度任用職員のうち、6月1日又は12月1日在职するもの(当該基準日前1月以内に退職したのも含む。)に対し、職員給与規程の例により支給する。</p> <p>(給与及び報酬の支払)</p> <p>第34条 1～3 略</p> <p>4 <u>期末手当</u>は、基準日が6月1日である場合には6月30日に、基準日が12月1日である場合には12月10日に、それぞれ支給する。ただし、その日が週休日又は休日にあたるときは、前項ただし書の規定を準用する。</p>

会計年度任用職員勤勉手当支給開始による影響額（概算）

■ R6. 2. 1 現在在職者データにより試算

<対象者>

任期 6 か月以上かつ 1 週間の勤務時間が 15 時間 30 分以上の会計年度任用職員

<勤勉手当支給率>

6月期	12月期
1.025月	1.025月

<中央病院>

研修医・専攻医 (99 名) + 44,996,605 円 × 2 = 89,993,210 円
 研修医・専攻医以外 (252 名) + 48,372,363 円 × 2 = 96,744,726 円
 186,737,936 円(A)

<北病院>

研修医・専攻医 (9 名) + 5,230,372 円 × 2 = 10,460,744 円
 研修医・専攻医以外 (31 名) + 6,442,863 円 × 2 = 12,885,726 円
 23,346,470 円 (B)

① (A) + (B) = 210,084,406 円

② 共済費事業者負担分影響額 (支給比率から見込む) 30,462,239 円
 (内訳 中央病院 : 27,077,001 円 北病院 : 3,385,238 円)

病院機構影響 総額①+② + 240,546,645 円(概算)

※ 参考データ

一人当たり平均支給額

研修医・専攻医 465,065 円 × 2 = 930,130 円
 研修医・専攻医以外 193,693 円 × 2 = 387,386 円

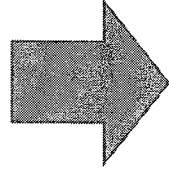
会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

- H29年に地方自治法等の改正により、非常勤職員を、新たに創設した「会計年度任用職員」に移行させ、任用と処遇の適正化を実施（施行R2.4.1）。その際、「期末手当」を支給可能に。
- 「勤勉手当」の支給について、法改正時は、国の非常勤職員に支給が広まっていなかったこと等を踏まえ、検討課題としていたが、R3年度までの間に、対象となる国の非常勤職員すべてに「勤勉手当」が支給されることに。

※ 「勤勉手当」の支給を可能とする見直し要望あり

「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）（抄）
…（略）…勤勉手当の支給について検討を行い、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）

国の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員についても、「勤勉手当」を支給できることとする。

※ 人事評価を適切に活用すること等から、令和6年度から支給を開始する。

● 改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）※令和6年4月1日施行。赤字は改正（追加）箇所

第203条の二

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。

パートタイムの会計年度任用職員

※ フルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、勤勉手当は支給可能とされているが、総務省からの助言により、「支給しないことを基本」としてきたところ。法改正にあわせ、令和6年度より勤勉手当を支給するよう助言を行う予定。

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての留意事項等

「地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について」（令和5年6月9日付け総務省自治行政局公務員部長通知）（抄）

第1 改正法の趣旨等

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

パートタイムの会計年度任用職員については、令和6年度から、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。

（中略）

改正法において、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることにあわせ、令和6年度から、フルタイムの会計年度任用職員についても、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。

第2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての基本的な考え方

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての期間率や成績率の取扱い等、具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえて定める必要があること、成績率については、人事評価の結果を適切に反映する必要があること。また、単に財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに勤勉手当を支給する一方で給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。

第3 会計年度任用職員に対する人事評価の実施

人事評価の対象は、地方公務員法上、任期の長短にかかわらず、フルタイムかパートタイムにかかわらず、会計年度任用職員も含めたすべての職員が対象であり、職員の執務について、定期的に人事評価を行わなければならないものとされていること。

（後略）